

1. 件名：伊方発電所 1, 2 号炉の廃止措置計画に関する面談
2. 日時：令和 3 年 6 月 9 日（水） 16 時 10 分～17 時 30 分
3. 場所：原子力規制庁 9 階 A 会議室（※一部 TV 会議システムによる出席）
4. 出席者（※・・・TV 会議システムによる出席）

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐

四国電力株式会社 原子力部 廃止措置グループ グループリーダー 他 10 名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- 資料 1 伊方発電所 1 号炉の海水ポンプ廃止に係る廃止措置計画書への影響について
- 資料 2 伊方発電所 2 号炉における原子炉補機冷却水冷却器の伝熱管の施栓工事に係る廃止措置計画書（本文六、七）への影響について
- 資料 3 伊方発電所 使用済燃料運搬用容器（1 号及び 2 号機共用）を用いた 2 号機漏えい燃料の 3 号機使用済燃料ピットへの構内輸送について

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:02	はい。原子力規制庁のミキヤです。それでは引っかけた補正書 1 号炉及び 2 号炉の当面だのもということで始めたいと思います資料の確認と、それから説明のほうをお願いいたします。
0:00:16	はい。資料 1 から 3 のほうございまして、まず資料 1 のほうから御説明のほうをさせていただきます。資料 1 で伊方発電所 1 号炉の海水ポンプ配置に係る廃止措置計画上の影響についてについて説明をさせていただきます。
0:00:32	1 ぽつ概要か多弁と 1 号炉及び 2 号炉の海水ポンプアップレベル号炉の原子炉補機冷却水冷却器、ディーゼル発電機コントロールタワー空調用冷凍機などに海水を供給する設備でございます。で、1 号炉の海水ポンプは 2019 年に使用済み燃料の反省産業
0:00:51	地系の自立を維持系として、
0:00:54	期間が終了をしております。その後引き続き混濁みずから定める責任として裏のほうを行っておりますが、解析の進捗に伴い、IPポンプの負荷量は大幅に減少してございます 1 号炉及び 2 号炉海水供給が必要な負荷給料加算しても、2 号炉海水ポンプ 1 台で、
0:01:14	供給可能であることから、2 号炉海水ポンプから 1 号炉買付供給する変更工事を実施し、1 号炉会ポンプの運用を配置したいと考えておりますので、本工事における 1 号、伊方発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置計画への
0:01:31	結局確認をこの後したいと思います。
0:01:35	次に、2 ポツ 1 号炉及び 2 号炉の配置計画への影響のページというところで本工事の概要について、図 1 のほうに示してございます。ご説明の方させていただきますと上のところは自前で現在の状況になっておりまして、配置基準を第 5 回YKT法は選択されている状態ではございません。
0:01:54	また 1 号炉に関しましては主要的に燃料が出ていますので、IPポンプ等につきましては、そのための定める設備として今方して行います。
0:02:03	次に事後になりますけど、工事を施工上実施することにしておりまして、2 号炉から 1 号炉の的に海水供給ということを考えております。
0:02:13	今回追加となる供給先につきましては、1 号炉の数、
0:02:20	みずから定めてみておりますコントロールタワー空調用冷凍機になりますので、追加となる正の実績の方はございません。
0:02:33	また 1 ページ目のほうの文章に戻りまして、1 号炉で本工事に関連する性能維持施設の方はございませんで、2 号炉で本工事に関連する性能維持施設

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	は海水ポンプ及び海水供給先のみでございます。本工事に伴う配達計画の影響を表示してございます。
0:02:52	地区で
0:02:56	こちらに入ってる計画の各号と影響についてまとめているものでございますが、ておりまして、本文 6 については論点ありというところでまた別室で詳細の説明のさせていただきます。
0:03:09	本文 10 の核燃料物質または核燃料物質または核燃料物質によって汚染されたものを廃棄のところでは影響ありとかなってどうなっております、備考のところ、放射性液体廃棄物中の放射性物質の放出管理目標値の
0:03:27	変更が必要となります。
0:03:30	質疑なり指摘のページいきまして、こちら添付のほうになってございます。で、添付の 3 のところで、20 歳に伴う放射性放射線被ばくの管理に関する説明書のところでこちらも影響なり、なっております補助本文 10 と同じ理由になっておりまして補足液体廃棄物中の
0:03:48	放射性物質の放出管理目標値の変更が必要になります。添付 6 の性能事実及びその性能並びにその性能維持すべき期間に関する説明書につきましては 67 のページ状況に留まって変更が必要になります。
0:04:06	はい。
0:04:07	参考としてまとめのほうになりまして、本工事により、2 号炉海水ポンプの維持機能の性能等に影響ないものの、1 号炉海水ポンプの廃止に伴う放射性物質の放出管理目標値の変更が必要なことから、1 号炉及び 2 号炉の配置計画の変更認可手続きが必要であると考えております。
0:04:25	なお、本工事は 2 号炉海水ポンプの 1 号炉の共用に当たるか否かと、今日にあたる場合の 1 項たび説明の影響については整理が必要と考えておられてしまうほうで説明のほう冊子いただきたいと思いますが、別紙のほうが人のところで 5 ページになっております。
0:04:42	はい。
0:04:44	で、その 1 ポツと 2 ポツのところはちょっと省略をさせていただきます、2 号炉の 3 ポツに 2 本のはりとして結果を本文 67 今影響の整備のところは設計 8 いただきます。
0:04:58	2 号炉で本工事に関連する K-1 と会計ポンプ及び海水供給先のみでございます。
0:05:04	配達計画本部取得及び本部内について記載の考え方を整理したものを表 1 本工事に伴う影響の整理結果を表に示してございます表 1 が 8 ページ目にあります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:18	こちら本文 6 で第 6 表の
0:05:22	社会を映像配達計画内容を記載しております。本部以外のところで経営性の負のこの表の
0:05:30	その考え方を書いておりますところのほうも記載しております。
0:05:33	経営としての河川のほうにやっぱと本文 7 のどうしてもと黒線のほう引っ張ってありまして第 4 抽気系の医局 1 以降定期的に並びにその性能並びにその性能を維持する期間について変更する場合は必達計画に反映し、変更の認可を受けると。
0:05:50	頂部ましてこの表の記載に変更がないか確認の方法を協議の方で 9 ページのところでやっているものでございます。
0:05:58	この 9 ページの内容につきましては、JAと文章本文のほうと内容が重複しますので本部のほうで説明の冊子。
0:06:06	いただきたいと例えば 5 ページのほうお戻りください。
0:06:12	で、
0:06:13	本校自動開ポンプ本体の変更はございませんので、配置措置計画本文 6 の第 6.74 に示す位置構造及び設備維持機能維持期間野塚気体について影響ないと考えております。
0:06:26	エフテックで配達計画本文 6 の第 6.14 に示し表に示し性の並びに 2 号炉海水ポンプを 1 号炉との共用について論点の整理、いかにしております。
0:06:39	1 次(1)性能音響について。
0:06:44	入った時計画本文 6 の第 6. 指標に示せ海水ポンプの性能は性能維持設定回答供給できる状態であることとしております。本工事により、2 号炉海水ポンプの改正に供給先として 2 号炉の正門に設定及びそのためからさ定め設備に変更は、
0:07:02	この辺ませんが、1 号炉見定めてから定め手続きであるコントロールタワー空調用冷凍機が 2 日先として追加となりまして本工事前後での 2 号炉海水ポンプの負荷流量を調査表 4 に示してございます。ページで出生時なります。
0:07:19	評価に示しておりますのがどう 2 号炉変えていくの会計供給先の変更前のものになって地方だます表により記載していますのが浅部工場の負荷量になってまして。
0:07:35	下のところの黒い太字の囲みで示しているところで追加分になるんですけども、追加となっても、低角容量の 2500 保証もあることを確認できております。
0:07:49	また 5 ページ目、5 ページの文書の戻られ 8 いただきます。
0:07:54	先ほど説明させていただきました通りで、2 号炉の海水ポンプ負荷流量は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:00	増加となりますが、定格流量を十分下回ってございますので、2号炉の性能維持性会長供給するテーマ影響ないと考えております。
0:08:09	(2)2号炉海水ポンプの1号炉との共用について。
0:08:13	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可上、2号炉海水ポンプは1号炉及び2号炉の共用設備とは姿勢ございません。
0:08:22	第21回時給料は原子炉施設の入った地点から心拍会合での
0:08:28	福島第二原子力発電所の廃止措置計画認可申請に係る頻繁に置いて、非常用時れる発電機の保管量については適当にコメントがされていることを確認しております。
0:08:40	で、
0:08:42	コメントのほうへというふうに挙げさせていただきますと設置許可や工認では非常ディーゼル発電機は、
0:08:50	共用するという申請にはなっていない配置計画段階においては、設置校引受気象するというので、許認可通りとして期待整理したがって共用することについては、やはり起ち計画の中で確認させていただく。
0:09:03	以上も踏まえましてはいた根本の部の耐力点仕様に示せ1購読設備は、
0:09:09	許認可通りとしている本工事業により、2号炉海水ポンプ1号炉と共用することになるか否かと、脅威になる場合に、許認可通りへ影響するか否かが論点となり、下記の解釈は1から3が、
0:09:22	考えられると考えておりますので会館1のところ、
0:09:28	共用に該当設備配置計画影響しないという解釈。
0:09:32	これにつきましては、本工事業る2号炉会計ポンプから海水供給先の共有化は1号炉の地層た水が定める設備のみでございます。
0:09:42	別のフロア京都みずから定め設備や試運用設備でございますので、この場合は号炉間での共用にあたって共用に関して一つ計画への影響はないと考えております。なお、仮に2号炉海水ポンプから1号炉の経営の意思改正を供給する場合には、
0:09:58	2号の海水ポンプが1号炉との協議に当たると考えたものでございます。
0:10:03	次に解釈は右になりますが、供用に該当するが、建設計画営業しないという解釈にあります。
0:10:11	これにつきましては2号炉海水ポンプから1号の説明会長供給するため、供給対象が1号炉のこの度から定める決議だけであっても、2号炉海水ポンプが1号とは共用に当たる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:24	と考えます。ただし、2号炉の排泄計画に定める海水ポンプの維持機能及び性能に影響します範囲での変更であり、解決計画は有機込みが通りの範囲内であるため、
0:10:35	脅威があって、
0:10:37	当たりとして各影響ないと整理したものでございますので会社間の間は、供用に該当し配置していく影響すると解釈する考え方ですね、解釈の第1項の通り、2号炉海水ポンプが1号炉の共用のみ。
0:10:52	当たるもので、号炉間での共用は運転炉においては、設置許可及び施行になった事項であることを踏まえ、新たな共用化を配置計画が言った通り、変更にと当たると考えているものでした。なお、今回の事例は機械技術である2号炉海水ポンプを1号炉と共用するもので、
0:11:11	或いは5市町でみずから設備を1号炉と共用する場合については書きませんとなると考えております解釈案1につきましては、土地計画には影響がない解釈案3につきましても、強度みずから定め定める決定に対する運用変更であり、
0:11:28	はいと地形影響ないと考えております。以上説明のほう終わり終わります。
0:11:35	はい、じゃあここで1回、質疑応答に入りたいと思います。規制庁のミキヤですけれども、
0:11:42	ちょっとまず事実確認の点だけなんですけど、1ページ目のところです。
0:11:49	計画への影響の整理で書いてありますが、
0:11:54	これ2号炉で、海水ポンプ、海水供給先って書いてあるのは、これは本文の6号なりで、これを書いているという理解ですか。ちょっと海水の供給先ってのが、ごめんさよくわかんなかったんですけども。
0:12:13	はい。
0:12:17	四国電力のオチと申します会計課長級さっきというところでも性能のところ瓶の実績に供給するというふうに書いてございますので、
0:12:29	そちらの影響があるかないかというところを整理しているものでございます。
0:12:34	規制庁のミキヤです。性能維持施設ってのは具体的な名称で書いてないですけども性能維持施設へ供給するっていう話フレーズをここで表現してるわけですね。
0:12:46	まとめ資料なりで、こういう冷却水位を具体的な供給先までまとめ資料は見れば書いてあるんですけどもここは性能維持施設っていうことを指していると、そういうことですね。
0:13:01	はい、その認識で大丈夫で増えておりました。次に2ページ目なんですけれども、これで1号炉2号炉コントロールパワーって書いてあるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:13	これ排出とか設置許可とか工事計画でこういうコントロールタワー空調用冷却切って冷凍機カゴメさんて、
0:13:22	説明がありますか。
0:13:26	四国電力のオチでございます。程度以上設計上確認の方をしてございまして、設置許可にはちょっと機械のほうで不況の工事計画のほうには規定もあることは確認の方針であります。具体的にはごめんなさい、どういう設備なんでしょう。ちょっと今設置許可のほうを見た限りではなくて、あれこれ何を指しているのかなというのがわかんなかったんですけども。
0:13:45	食塩 6 イケダです。伊方の一、二号の中央制御室があるんですけども、
0:13:52	もうその中央制御室とかのですね、空調用の冷凍機に該当する設備になります。ケツ廃止措置計画のほうでは、この設備、こちら資料 2 ページのほうに書いておりますように青字ということで、重ねてみずから定める設備と
0:14:10	いうことで、性能維持施設というふうな扱いではないんですけども、ものとしてはそういう空調用冷凍機として使っているものです。規制庁のミキヤです。そうすると言い方の 2 号のほうで言うと、コントロールタワー空調冷却切って
0:14:28	廃止措置計画の本部の効果が出てくる設備になるんですね。
0:14:32	いや、伊方 2 号につきましても、同じくですねその他みずから定める設備ということで性能維持施設ではないというもの。
0:14:41	ですから、1 号 2 号それぞれにですねこの空調の冷凍機はあるんですけどもいずれも当初からその性能維持施設ではなくてそのあとにみずから定める設備として、維持管理してるものです。わかりましたごめんなさい。我々が今持ってる市場白黒なもんですから、
0:14:57	多分この赤字になってないということが理解しましたお伝えしました。
0:15:03	そういう意味ではこのコントロールタワーの冷凍機というのは、中央制御室の空調のクーラー、
0:15:12	という理解でいいわけですね。
0:15:14	おっしゃる通りです。はい、わかりました。
0:15:18	それから 3 ページ目に行きまして、15 のこの影響ありなんですけれども、そもそも今回のこの変更に伴って、
0:15:27	具体的には、
0:15:32	放出経路が変わったりするので、希釈水なんかの影響によって申請は 1 号炉 2 号炉もされるっていうのが前提にあるわけですねここで書いてあるように、
0:15:44	ショッピングリボ持っオチで書くの解釈で問題ございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:49	さっきの 2 ページ目にも絡むんですけれども、設置許可、工事計画なり、具体的にどう変わるのかっていうのはちょっと既存の申請書ベースで結構ですのでお示しいただけないでしょうか今回の公開から、
0:16:07	了解いたしまして、今お手元にちなみに伊方の廃止措置計画とかがござい ますか、或いは未設置部しかないとちょっと共有が時等、
0:16:22	また改めてどこがどう変わるかっていうのを示したいと思うんですけども、歯医 者例えばでそこまで細かい仕様とあります岩の系統図とか、何だろうな。
0:16:34	工事範囲がわかるようなイメージを今ちよっとしてるんですけども、廃止措置計 画にそこまで細かい話ありましたっけ。
0:16:42	工事計画工事範囲がですね見えるものっていうのは多分明示されてないと思 うんですけども、具体的には例えば本文、
0:16:51	できますと、
0:16:54	ございます。50 えと本文 58 号でいきますと 58 ページ。
0:17:01	の第 1.2 表っていうのがあるんですけど。
0:17:10	ご覧いただけますか、今、
0:17:13	はい。
0:17:15	いや、
0:17:16	それはあれですね官報になったんですかねえと関東の方が多分見やすいと思 います。還付補正とかで、当初申請、補正でありますけれどもそれだと。
0:17:31	当初ますね。
0:17:34	ちよっと、
0:17:40	はい。
0:17:46	やっぱりちよっとそこはご存知でしょうか。
0:17:55	それと、もしかして現実ですから、すぐ
0:18:10	四国電力の 19 ちよっと音声の方、聞こえとかそういう
0:18:16	また、
0:18:17	すみません、今ちよっと私がお伝えしたのは、具体的なこれ今回恒設工事など をやるわけですね 2 号炉から 1 号炉に向けて、
0:18:29	配管を
0:18:31	通すと、
0:18:32	配管なり流路を通そうと、
0:18:35	はい、そのの工事が見えるような
0:18:37	資料なんですけども廃止措置計画にそんな資料ありますか。
0:18:42	現状の廃止措置計画のほうには、そういうようなことも見えるところはもちろ んないですね、工認の図書なんかで、具体的にどう変わるかってのは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:54	お示しいただくことはできないですか。
0:18:58	そうですね。
0:19:02	ちょっとそういう許認可もしくは系統線図上でですねことここをつなぐんですというところまでお示しいたいと思います。
0:19:13	そうですね。今多分イケダさんなりが御説明されようとしていたのは希釈流量が変わるってこういうふうに変わりますよということですね、そういう質問ではちょっとありませんでした。わかりました。工事イメージということで、お手元の資料だと例えば2ページの図1とか、
0:19:31	層厚にですねポンチ絵的にこういうところが変わるんですということをお見せしてるんですけども、もう少し
0:19:41	系統線図上なりそういうもので、具体的な工事のイメージ
0:19:46	を把握されたいという。
0:19:48	ちょっと承りました。はい。それで結局、今、伊方1号においても2号においても設置許可工事計画は、
0:19:59	運転段階からのものが生きてきて、
0:20:03	そこの一部改造工事を行うんだけどその改造工事については廃止措置中で対応するってということだと思っておりますので、そのもとのベースをもとに、どういうふうに工事がなされるかっていうのを把握しておきたいという趣旨です。
0:20:21	了解しました。言葉だけで申し上げると、PWRということで、2次系の設備1次系の設備があるんですけども、20、この海水ポンプから供給されている海水が2次系のタービン建屋の
0:20:37	熱交換器に行ってるものもありまして、その熱交換器の出入口色ですね、ちょっと改造しては1次系のそういう建屋にある苦情の冷凍機、そちらのほうに供給できるようにちょっと配管をですね変更してやるということになります。
0:20:54	またそういうちょっとイメージをですね、具体的に図示したいと思って思います。
0:21:00	はい。
0:21:01	はい。
0:21:03	JAと今回は多分御説明は省略されてんじゃないかと思いますが、本文10号が具体的にどういうふうになるっていうのは、これは今後御説明いただくことでですね。
0:21:16	はい。改めて図面を出すときにですね、こういうところが具体的にですね変わりますというところを示したいと思います。そうですねあのこの結局1号炉、出てきた液体廃棄物というのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:31	2号論として処理されることになると思うんですけども、その処理の仕方ともう含めて、そこら辺ちょっとご説明いただきたいなと思っております。はい。先ほど数字的な話ミキヤさんおっしゃいましたけど、
0:21:47	それは1号の海水ポンプを廃止しますので、来着手に使う海水流量が減るのでそのために放出のですね、ベクレル量がですね、下がるというそういう変更になります。
0:22:01	その改造した配管を経由して2号炉と合流するっていう位置付けになるんですかね。
0:22:08	そこは何なのか、液位それは液体廃棄。
0:22:12	器物の放出系統の変更というところがどうなるかということですよ。
0:22:17	工事とは関係ないですかね。それは既存のラインとかがあるのでそういうのをういて放出するというふうになりますそこもちょっとあわせてお示ししたいと思います。はい。そうですね。おそらく、
0:22:32	5、1号炉と2号炉の放水炉の中の合流点みたいなものがあるってそこは既存のまんま妻使えるってことなんですよ2号炉からの海水ポンプの冷却水が流れなくなるだけっていうそこら辺ちょっと具体的なイメージも持っておきたいという趣旨です。
0:22:48	わかりました。ちょっとこう明確にしたいと思います。
0:22:52	はい。
0:22:54	それを踏まえて今回御質問、今回解釈案123といただいたものは変更申請はする前提にもなっていると理解しているんですけども、
0:23:08	もう申請の中でどう扱うべきかっていうことを
0:23:18	確認する意味でこのような123というの時、
0:23:23	いただいたということなんですかね。はい。性能についてはですね下のページの5ページの両括弧1についてその影響についてちょっと我々なりの整理を進めて示させていただいております。その結果、
0:23:41	はい、2号の海水ポンプの性能ということに関しては影響ないだろうというふうな正義で一方論点ということで進めさせていただいてる共用についての考え方、こちらにつきましては、これまでのですね203の廃止措置の審査の中で、
0:24:00	その強化の考え方について規制庁さんからの指摘というのがあるので、それをちょっと踏まえてですね我々なりのちょっと整理しての解釈と感じてこの①から②③というふうな整理ができるんですけども、このうちですね、どういう。
0:24:18	整理というのがですね、2Fの審査の中でですね、を示された考え方、
0:24:25	に合致するのかということを確認したいというものでございます。
0:24:41	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:42	結果、
0:24:56	はい。
0:25:01	規制庁フジモリですけれども、
0:25:09	そのフェリーで一角ときに、結局
0:25:15	許可工認上、
0:25:18	どう変わるのかっていうところが、
0:25:22	変わるのか変わらないのかっていうところ大事なポイントだと思っていて、
0:25:28	得意先の追加とか、今のその工認上でどう表されていて、
0:25:37	それで
0:25:38	変わんないんだったら、
0:25:42	はい。
0:25:44	①になるのかな。
0:25:47	解釈案①なんかな。
0:25:49	はい。
0:25:51	その後任なり強化。
0:25:54	いえ、そのどう今回のその工事がどう影響するかっていうのはちょっと具体的に示されて、
0:26:01	いないので、かなりそこ短単純でその性能維持施設として、
0:26:07	定めているところで
0:26:09	基本的には許認可通って書いてあってその許認可通りがその後任
0:26:14	許可
0:26:15	含まれているんでそこに影響がないんだったら廃止措置計画その変更は必要ないかもしれないし、
0:26:23	そこが付加先とかまでの工認上入っていたりして、
0:26:30	精製のもう
0:26:32	使用も変わるというところであれば、
0:26:37	廃措置計画上も、
0:26:39	本文のその性能維持施設のところ、
0:26:42	直す必要があるのでちょっとそこをちょっと示していただきたいと。
0:26:48	でも、まあそこそこが変わるんであればこの変更申請に合わせて性能維持施設のところも変えてもらえば石川内であれば替え
0:26:58	変えないで申請してもらってもいいんですけども、そこは審査の中で確認していくところかなと思ってますと、
0:27:07	あともう1点の
0:27:09	希釈最終的には放水のところも実際その許可工認いい例どう書いて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:17	あってちょっとその方遂行とか任せ性能維持施設と関係ないのかもしれないですけど廃棄物処理なり、
0:27:25	のところのその工認なりで、
0:27:30	どう扱っていたのかっていうところがそこも
0:27:35	今回示されてないので、その系統が、
0:27:39	放水ピットは変わるか変わらないのかもちょっとよく、
0:27:42	わからないので、
0:27:44	そこがやっぱり変わるようであれば、
0:27:47	廃措置計画に変更してもら必要であって、
0:27:50	あるというふうになっている情報が足りないんですけども、被覆管で
0:27:58	許可工認ない影響。
0:28:00	本来であれば運転段階であれば変更認可なりが必要なものなのかどうかっていう観点で必要だったらば、やっぱり灰措置計画の本文性能維持施設が
0:28:12	変更しなってくると。
0:28:14	というような考え、
0:28:16	また、
0:28:17	だと思っているのでそれを踏まえてちょっと今後、
0:28:21	いずれ申請は出てくると思いますので、そういう観点で審査はしていきたいと思うので、申請内容についてもそういう観点で整理して申請してもらえればと思います。
0:28:32	思います。
0:28:34	ちょっと長くなっちゃいましたけど伝わりました。
0:28:37	先ほど四国電カイケダです。ミキヤさんからもご指摘いただいた具体的にどういいう工事でどこがどうその企業とか機器認可とか、既存の施設からこう変わるのかというところを明示させていただいて、
0:28:55	そういうのを見た上ではないとそれが排泄計画のほうに、の変更にあたるのかどうかというところに結びつかないのでそのちょっと整理を充実したいと思います。それもあわせてお示して議論するってことなんですけど、ちょっと2Fの審査の中で、
0:29:15	よく内容のほう確認させていただきたいなと思って2F-1234号の提示について、結局
0:29:26	日曜を共用ということで残すようになってるんですけども、その時の時無限の供給先というところで各号炉のですね、あの性能維持施設もしくはそれ以外の施設に供給するような系統構成になってると思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:43	2Fでその共用化の件について廃措置計画のほうに明記するようになった経緯としては、そのままDGが性能維持施設であってその性能維持で実性能維持施設からですね、各号炉の性能維持積雪性能維持施設に
0:30:00	電源を供給するからその共用化というふうに明確化になったのか、それとも性能維持してあるその例示からですね供給する先はそれが各号炉の性能維持施設だろうが、その他みずから定める自主的な設備であろうが、
0:30:18	関係なくてとにかく
0:30:21	その例示からですねいろんな各号炉の設備に御供給するということでもって共用化というふうに整理されたのかどちらなのかなと、供給先が性能維持施設があるから、共用化となったのか、性能維持施設だろうがそれ以外であろうが関係なくて、
0:30:39	とにかく許可ではない許可でやってないような共用化ということをやっているから共用化ということで整理されてるのか、どちらになるんでしょうか。
0:30:51	はい。
0:30:52	規制庁フジモリですけど。
0:30:55	基本はその性能維持施設車安全上必要な各号炉
0:31:02	安全上必要な
0:31:04	ものとして非常用DGが必要になってくるので共用かかっていると。
0:31:10	思ってますんで今出していただいている資料の解釈①
0:31:18	に近いと思ってるんですけど、ただこれ曲ではないないので、
0:31:24	解釈①なんですけども、正しいさっきも言ったように、工認上の影響はまた別途それと別の話で、きちんと精査していただく必要があって性能なり資料なりがどう変わるのか変わらないのかっていうところはまた
0:31:41	別の話だと。
0:31:43	共用を
0:31:46	に該当しないから影響しないって単純な話ではなくて、その工認の話はまた
0:31:51	別途、工認許可
0:31:54	への影響というのは別途確認が必要かと思ってますけど。
0:31:59	はい。すみませんちょっと私が話しわかりにくかったかもしれないんですけど、2Fの審査の中で共用というふうな話になったのは、この6ページの解釈123のうちの会社さんというふうに判断されたので、
0:32:15	そういう廃止措置計画上の整理に落ち着いたというふうなものなのか。
0:32:21	ちょっとそういうふうにそこがちょっと僕よくわからなかったんですけどもそこはいかがなんでしょうか。
0:32:27	解釈③っていうのは何を言っていたんでしたっけよくわかんないですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:37	今、とにかく結局内既許可として例示については号炉間の共用というのをしてなくて、それを共用化するのだから、時の供給先が性能維持施設ではあろうがそれ以外であろうが関係なくとにかく共用と。
0:32:56	共用するということでもって
0:33:00	改札計画にですね共用化を明記するという、それが解釈 3 というふう理解してますけど、そこはいかがなんでしょうか。
0:33:09	まだ直接解釈 3 ではないと思うんですけど、結局だから、
0:33:13	運転どうだった場合にその非常用DG共用×なんつったら、確実にその許可工認マターになりますよね。
0:33:21	おっしゃる通りですね、そういう観点での判断かと思えますけど。
0:33:30	何かそこはあくまでその既許認可通りじゃなければきちんとその性能仕様なりを示せて言っていて、
0:33:37	今までの設置許可公認をとってきたものと、本来であれば、
0:33:42	工認として許可もですね非常用DGの場合ですとか工認取ってる部分なので、共用
0:33:54	ていうのを明確に廃止措置計画の性能維持施設のところに記載して審査を
0:33:59	工認レベルの審査深さ機も含めてですね、添付書類工認の添付書類で求められているような付加先も含めて、
0:34:07	出ずって出してもらって、購入に準ずるような審査をしたってところですね。
0:34:13	はい。
0:34:16	事実関係は理解いたしました。また、そしたら、ミキヤさんからいただいた宿題を踏まえて、その辺ちょっと整理して改めてご提示のほう、御説明のほう、
0:34:31	時させていただければと思います。
0:34:36	規制庁のミキヤですけれどもそうですね私ちょっと図面みたいな言い方図面だけの手数料な言い方をおっしゃってたかもしれませんが要目表なり公認で具体的に今回の工事に引かかるようなところの記載例えどのように、
0:34:52	変わるとかっていうところが出発点かなと思いますんで、要目表含めてですね。変更点を教えていただければと思います。はい、そういう意味で、そこをどこがどう変わるかというところが、ちゃんと明確になるように、材料そろえて、
0:35:10	議論を進めさせていただけないかと思えます。ありがとうございました。
0:35:16	じゃあ二つ目でよろしいでしょうか。
0:35:24	はい、じゃあ、資料 2 のほう、説明の達成いただきます。資料になります。ただ別に号炉における原子炉補機冷却水冷却器の伝熱管の設備工事に係るかかかる配置措置計画区処本文 6 本部への影響について御説明をさせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:41	まず 1 ぽつ概要が多弁処理号炉のKの技術である原子炉補機冷却水冷却器を点検の結果において予防保全として伝熱管の不全工場行う可能性がございます。
0:35:53	本資料では、このような工事を行った際の伊方原子力 2 号炉の廃棄物計画への影響については本文の庫内提供するか、論点を整理したものでございますということで、配達計画本文 67 への影響についてご説明させていただきます。
0:36:10	開発計画本文 6 及び本部門内って言ってきたのかを整理したものを表 1 本分、
0:36:16	本工事に伴う影響の整理結果を協議してございます。表に亀裂が入った時計画の影響の整理についてはこの後本文のほうでもわかっていただきますので、ページのほうで御説明させていただきたいと思っております。
0:36:34	本工事の原子炉補機冷却水系決起の設計で管理及び便利普遍的以外の変更はございませんので、配置計画第 6.14 中越維持機能維持期間の記載については影響がないと考えております。
0:36:50	次は配置計画本文 6 の大学院に地表に示す位置構造及び設備並びにK-Pで影響のほうを引き継いだ通りの施工たいます(1)位置構造及び設備の影響について
0:37:04	ここでのございまして、サイト近く本文 6 の第 6.1 表に示す 1 工程及び設備は許認可通りと記載してございます。本工事により、許認可のうち、工事計画未記載者決定に不幸完了及び伝熱にこちらの表、
0:37:20	3 ということで 5 ページのところにて、工事計画書の合併時の方はございまして結局完了デメリットのほう書いております。
0:37:32	この工事件いましてこちらのQ値のほうを下回る可能性がございます。この場合、許可通り影響するか否かが論点となりでどうしても解釈 1 または 2 が考えられます対策案 1 は解決していく影響しないというかCAMPIになってございます。
0:37:50	考え方で出さしては解決計画に定める維持機能及び性能に照らして、影響のない範囲での変更であり、俺達経過悠長にガドリの範囲内であるという考え方でございます解釈案に入ってチケット卑怯するという解釈については、
0:38:07	設備の設置の工事計画の記載事項の変更は一律配置計画が許認可通り変更にあたるという考え方でございます。次に性能への影響について御説明の発生いただきたいと思っております。性能につきまして 1 行動日設備の資料をもとに入った段階で求める機能を維持管理するために必要な
0:38:26	となる状態を期待していただきます。次にページ 2-1 まして排途中段階における原子炉補機冷却水冷却器の性能は一定の実費軸受冷却水を供給できる状態であること。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:39	であることにより、生の実績を冷却するために必要な月交換量満足できる範囲の連絡管の説明であれば生命の委員長の意図でございます。
0:38:51	ちょっと表 4 のほう系の説明の方、クボタピッチスパンていただきます。8 ページに、やっぱりまして、
0:39:02	こちらの審査委員と配置計画の審査でも御説明を発していただいておりますって、 いうのはこちらの° ほうがええ。
0:39:10	一定の要求されているか量によってございましてこちらを守れたら影響ないというところが、
0:39:17	考えとなってございます。以上で説明のほう終わりになります。
0:39:22	はい、ありがとうございます。規制庁のミキヤです。
0:39:27	ぜひこの話は、先ほどの資料 1 のところでもあったかなとは思いますが、
0:39:34	別表としては論点としては解釈案 1 以下に変わったということなんですけれども、もう 3 ページ目にこれ書いていただいているけれども、3 ページ目の下線引いてあるところですね下のところの 6.9 幾つ製の施設の位置構造設備、
0:39:54	性能並びにその性能を維持するすべ期間。
0:40:00	について変更する場合は、
0:40:04	変更申請を変更認可を受けると。
0:40:07	ありますので、今回設計熱交換量とか伝熱面積っていうのが変わる可能性があるってこれ変わるんであれば、既許認可通りが変わって来許認可通りではなくなるっていう言い方ですかね。
0:40:22	変更申請をされる。
0:40:26	これ
0:40:28	伊方 2 号の新規の廃止措置計画の
0:40:33	審査会合でも、そういった趣旨の御説明はいただいていたかと思うんですけれども、改めてこれ何か確認する話があるかどうかをちょっと確認を今、御質問させていただきたいんですけども。
0:40:46	四国電力イケダです。来許認可通りというところで、本文 7 のほうにそれからの変更があれば、そういう手続きを行うとあるんですけども、解釈案 1 で示しているようなそういう今回廃措置段階において、
0:41:06	重視すべき事項というところとしてはそのまま性能というところですね、新たに加わっているんですけども、それに照らして、影響あるかないかというそういうところでの判断をすると、そういう余地はないというところとそこをですねちょっと改めて確認させていただけたらなということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:24	この解釈配置というものを起こさせていただきました。性能で変わらなくても仕様が変わってしまえば結局一緒なんですよね。
0:41:35	市のいうのは、構造設備でお示しいただいて、
0:41:41	そのしようというのをどう抜きにして性能が変わらないからいいんですという御説明はこれまでの御説明の流れからは、
0:41:52	そのようにはなっていないと理解してるんですけども、ちょっとありますそういうところで、あくまで、既許認可通りというところで、設置時のそういうもののスペックとかは設計しようというところはそこを
0:42:07	廃止措置段階においても、
0:42:13	それが変わるのであれば、それをちゃんと手当をするということが必要と。
0:42:20	そういう理解と承りました。
0:42:24	ですので規制庁のミキヤですけども、使用が工事計画なり設置許可にない設備についてはこの廃止措置計画のキー許認可通りと書いていただいているところに具体的な仕様そこで記載いただいているわけですね。
0:42:39	ない場合はですね、やはりそのないものについて書いていただいたもののスペックが変われば、その変更申請が必要というのはこれも許可工認廃止措置共通の話だと理解していますかどうかちょっと逆に言えば、もしそこが変更が必要だと。
0:42:57	いうことであれば、変更内容に応じた記載の見直しというところは一つ計画のほうで示していかないとそういう予防保全向上やる場合にも支障が出るという、そういうことですよね。
0:43:14	と理解してます。
0:43:16	はい、了解いたしました。
0:43:20	はい。
0:43:24	はい。
0:43:27	規制庁のミキヤですねと、今他のものも含めて今の認識ではおりますけれども、
0:43:34	もう少しあれば、
0:43:38	よろしいですかねこの件は、
0:43:39	はい。四国電力イケダです。
0:43:43	こちらのほうの確認の方させていただきました了解いたしました、理解いたします。
0:43:49	はい。
0:43:50	さっき、
0:43:51	はい、じゃあ三つ目お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:01	四国電力さん。
0:44:07	四国電力さん。
0:44:14	こちら、もしもし。
0:44:18	四国電力さん。
0:44:21	あれ。
0:44:23	何か。
0:44:24	何か変更したのか、ミキヤさんのほうに普通に聞こえていますのでちょっと本店が聞こえてないみたいなのちょっと確認しますのでお待ちください。
0:44:44	四国電力東京支社のオリタですけどミキヤさん聞こえていますか、まず大丈夫で、やっぱりちょっと本店の状況を確認しますので、すみませんがちょっとお待ちくださいお待ちします。
0:45:52	四国電力東京支社オリタRIS本店聞こえますか。
0:46:03	音がないですね。
0:46:12	四国電力のオリタですすみませんこっちの音声は本編聞こえてるみたいなんですけど、ちょっと本店のマイクの調子が悪くなったみたいで、
0:46:24	1回じゃ退社ないマイクはないかな。
0:46:29	いや、
0:46:32	。
0:46:38	5日に異音セクターか
0:46:42	はい。
0:46:45	四国電力東京支社オリタです。原子力部タニグチさん聞こえますか、オリタさん音声聞こえて考えていきます。
0:46:55	これ出ますでしょうかわかりますでしょうか。はい。
0:46:58	はい、四国電力オリタですタニグチさんの声聞こえていますミキヤさん聞こえていますでしょうか。大丈夫です、タニグチをもう少しカロリーを先取りする来に対しますます
0:47:14	多分オリタのところがないと入る響いて記述する本当将来負担に全数大丈夫ですよ。綴り枠が500挙げました。すみません。そうしましたらですね。はい、すみませんあの資料3、
0:47:30	御説明させていただきます。タイトルが伊方発電所地下済み燃料運搬用容器を用いた2号機漏えい燃料の3号機使用済み燃料ピットへの
0:47:40	同じ層についてと、あとで御説明させていただきます。
0:47:44	1ポツ初めに、伊方発電所2号機の使用済み燃料ピットには漏えい燃料3体を貯蔵しており、所済み燃料輸送容器を使用した3号機への構内輸送を検討してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:59	現在使用している今年早期にイケダ漏えい燃料を収納する場合の安全性について挨拶計画において御説明させていただきたいと考えてございます。
0:48:09	なお、この輸送容器は健全な健全な燃料を収納することを前提とした工事計画の認可を取得してございます。
0:48:20	2 ポツで現在の状況を御説明させていただきますと、伊方発電所 2 号機の使用済み燃料ピットには使用済み燃料 316 体を調査しており、この地産体が漏えい燃料でございます。
0:48:34	今後改札計画ひと月第一段階までに 6 ヶ所再処理工場、
0:48:40	3 号機、3 号機使用済み燃料ピット、または、現在設工認審査をいただいております。営推開発調節こちら排出していくと考えてございます。
0:48:52	この値ですね、3 号機使用済み燃料ピットへの排出につきましては、乾式調節竣工後に、3 号機処分量ピットに貯蔵している燃料の一部を拡張施設に搬出し、3 号機の集いを十分に確保した上で、
0:49:07	この移送機器を用いて、漏えい燃料 3 体含めて、
0:49:11	こう内蔵することを考えてございます。
0:49:14	またあの漏えい燃料に処分燃料漏えい燃料ですね。手術原料ピットで貯蔵することにつきましては、
0:49:22	今日までの安全性評価に包絡されているものと考えてございますが、また今回高熱をすることを考えている、漏えい燃料はほかの使用済み燃料と同様に扱うことができると。
0:49:34	いうことですね、こんな移送前には改めて外環状に有害な変形及び損傷がないことを確認することとしてございますが、この ISO、
0:49:44	容器を用いた漏えい燃料の輸送したいと、要するにですね、L 漏えい燃料を構内移送する上で、容器のみ安全性評価の前提が変わると。
0:49:55	いうことですね、その安全性についてご説明させていただきたいという趣旨でございます。
0:50:01	3 ポツですね、今後の対応ということでご相談させていただきたい事項といたしましては、ただいまご説明しました通りですね、構内輸送容器は 1 号及び 2 号機共用設備として工事計画の認可を取得整備一方で、伊方発電所、
0:50:17	12 号機は THAI 措置段階であることから挨拶計画において、漏えい燃料を収納する場合の安全性を御説明させていただきたいというふうに考えてございます。
0:50:29	現在、安全解析等含めてですね、ご説明内容は検討中でございますが、漏えい燃料の仕様を表 1 安全性に関して御説明する内容を表に示してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:41	今後ですね。はい措置計画の中で、この辺通気を性能維持施設として、
0:50:47	維持管理していくことにつきまして、前回の5月26日の面談でですね、あいつ計画に変更させていただくことを世代させてどうすんそれでへの漏えい燃料をですね微増する場合の
0:51:03	安全性につきましてもですね、併せて御説明させていただきたいというふうに考えてございます。
0:51:09	表1につきましてははですね。ただいまご紹介市町村漏えい燃料3体の主要をご紹介していく。
0:51:17	いうことと、あと、表2でですね、今後詳細は解析していくんですけども、その評価の前提条件並びにですね、その漏えい燃料が、
0:51:29	収納することによって、来許可での評価結果変わる部分について強度遮へい臨界というような代表的なところの評価につきまして、変更点があるということで特出して御示してございます。
0:51:48	簡単ですが、今後解説計画の中で別途漏えい燃料を行い据え置きで、
0:51:54	ネット見させていただきたいということにつきまして、
0:51:57	排出計画の中で御説明させていただければと思いますので
0:52:03	ほぼ見解のほどをお示いただければと思います。以上です。四国電力イケダです。趣旨といたしましては、今後ですね、他社の先行と同様にですね、構内輸送容器相済み燃料の構内輸送容器について、
0:52:20	性能維持施設の方に入れていくんですけどもその際に、健全燃料だけではなくて、漏液てる燃料についてもですね、そこにに入れて構内嘘できるようにしたいというところがございますので、
0:52:38	その安全性の
0:52:40	中身、それから評価についてですね、その申請の中で一緒に確認いただけたらというところ、その手続き的なですね、問題点とか、課題というところですね、確認させていただけたらというところでございます。
0:52:58	はい、規制庁のミキヤです。
0:53:04	一系ださんのお話も踏まえても、やっぱりこれは変更申請出てきた後、具体的に応じ認可基準に合致しているかって言うところの確認になってくる話かなと思っております。
0:53:22	相談事項で酸欠の書き方がちょっとあまりよくなかったのかなあと思うんですけども、
0:53:30	実際にこういう形で変更申請をします。具体的にこういう評価をします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:39	ということはやっぱり審査いただいて申請いただいて中身を、その妥当性も含めて、認可基準に照らすという形で確認していく内容かなと思うんですけども、
0:53:54	はい、四国電力イケダですおっしゃる通りです。中身についての審査というところについては当然ですね申請させていただいて確認いただくということになりますが、こういうないまま破損年漏えい燃料についても、
0:54:12	構内輸送できるというところについて廃措置計画の中で一緒にですね、見ていただくという、そういう手続きがですね可能かどうかというところそこがですね、非常に重要だと考えておりますので、そこについて、ご理解いただけるのであればですね、我々としても、
0:54:30	次の変更の時にですね、そういう中身を取り込んで具体的な審査の方でやっていきたいというふうに思っています。
0:54:40	それからもう一つ申し上げますと、これは廃止措置の話ではないと思うんですけども、その運転号炉である3号炉として、漏えい燃料を受け入れるということが須田の3号炉の設置許可ですとか、
0:54:56	3号炉の設工認といったところにどう影響するのかってのは非常に気になったところではあります。
0:55:05	その件につきましては2番の現在の状況というところの後段部分にですね、ちょっと簡単に整理の方さしていただいておりますけれども、基本、そういう考え方についてですね、より具体的な中身を審査の中で、
0:55:21	確認いただくのかなというふうに思っております。
0:55:26	規制庁のミキヤですけれども漏えい燃料をと書いてあるこの3段落目はこれ3号炉の話ですか。
0:55:34	その通りですね。はい。
0:55:36	それはわからなかったんです。3号炉の中に入ってですね。
0:55:41	はい。
0:55:45	今回申請を出されようと今後するんでしょうけれどもそれは12号炉の廃止措置計画の変更ですよ。私は思ってんのは、その赤ちゃんそうですねはい3号炉の設置許可を変えにいく話は当然ながら別な申請になりますし、
0:56:03	受けるは受け取る我々がもう違う相手になりますので、
0:56:08	そこは一緒くたに話ができないと思ってるんですけども、
0:56:11	すいません四国電力の活用でございます。今お話が二つあってですね3号機での燃料の健全性というのは、先ほどご説明しました通り、弊社としては、起業家に包絡されているというふうに考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:27	今回は構内移送キャッシュに漏えい燃料入れた時の安全性につきましてはもともと12号共用設備として登録させていただきますので、今回の廃止措置計画の変更の中で、そちらについては御説明させていただきたいと。
0:56:44	そういった趣旨でございます。
0:56:47	以上です。
0:56:48	はい。
0:56:51	はい、規制庁のミキヤです。
0:56:54	もう1回ちょっと確認をさせていただきますと、今回廃止措置計画の変更をされる意向がここで示されておりますので、そういうキャスクの中に漏えい燃料を入れて、
0:57:08	評価をするっていう点については、今後審査の中できちんと確認をさせていただきたいと思います。
0:57:14	一方で、3号炉の設置許可変更の必要性の有無ということについては、
0:57:22	またそれは別の話かなと思っておりますので、
0:57:25	それが必要であれば、
0:57:27	改めて伺いするってことだと思うんですけども、要は先ほど来ありますけれども、
0:57:36	設置許可でどういう位置付けであって、それがこの漏えい燃料3体が3号炉に入ることによってどう変わっていくかっていうこともきちんと説明いただかなきゃならない。
0:57:48	逆にないと、そういう議論もできないかなと思っております。
0:57:53	何でそれはこの場。
0:57:55	5000、3号の話は含んでないという理解なんですけど、違いますか。
0:58:02	結局、
0:58:04	小委の下にその修文のピットではですね、ちょっとに関しては当時共用カーの審査の中ですね12号燃料を3号機の修繕メリット一度できるということもお示ししております、
0:58:20	後任の基本設計オプションにも限りですけども、使用済み燃料は種類のラック率をすと。
0:58:28	シズメ6日もできないような燃料については、破損燃料ラックに入れるということを示してございまして、その観点からいくとですね、シズメ今のこの漏えい燃料っていうのはですねその健全燃料と同様に取り扱えるということで、
0:58:45	シズメ燃料ラックに聞けると同じように入れるというふうに考えているのが弊社の考えでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:53	端的に申し上げますと、設置許可にこうはねるような話ではなくてもうすでに許可いただいている内容に包絡されているのでそちらの方の手当はしないだろ。だけど、その技術的な安全評価の中身については、見ていただければというところ廃止措置計画。
0:59:11	その中で今回申請に合わせて見ていただくと、そういう整理になるんじゃないかなというのが弊社の考えですね。
0:59:18	はい。
0:59:20	規制庁のミキヤです。この3パラ目でどこまでが3号炉の話をしておいてどこまでが12号かがちょっとわかってないんですけども、既許可出てこん全部3号炉の話という理解ですか。
0:59:31	さ人施設で、安全評価に包絡されると考えているっていうのは、
0:59:39	要は12号の廃止措置中でその申請は3号炉の話申請受け取ってないんで我々確認しようないんですね。
0:59:46	そこはどういう繋がりになってるんでしょうか。
0:59:57	ここと思って。
0:59:59	国庫
1:00:00	すみませんまた以降の記載との繋がりとということでよろしかったですか。
1:00:06	いえ、私はその前の話で、
1:00:08	既許可での安全評価に包絡されると考えているっていうのはこれは、まず一つ目として3号炉なあ、設置許可で、
1:00:19	やっている安全評価の中に包絡されるということなんですよ、これは一つです。はいでそのままこれは3号の漏えい燃料であれ、12号の漏えい燃料であれば、この聞こえの安全性評価に包絡されているかというふうに考えてございます。それが
1:00:37	3号炉の設置許可変更、こういう行政手続き面談で改めてきちんとエビデンス示していただいて確認することはできるかと思っておりますが、12号の変更申請の中で、それを確認しろと言われてもそれは無理な話ですねっていうのが今私が申し上げたことです。
1:00:56	了解です。この移送容器の安全性の評価とかそういうところについては排泄計画の中で、もちろん見るんだけど、まずその入口の整理として、その設置許可の今の
1:01:12	このまたより前のところの部分の確認と、そういうところは別の場じゃないかと、そういうことでしょうか。ことです。
1:01:22	理解いたしまして、ちなみにそちらのほうの手続きの確認というところについては、こういう面談形式になるのかそれとも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:31	のアクションデータとかそういう手続きになるのでしょうか、どちらになるのでしょうか。
1:01:49	はい。
1:01:53	はい。規制庁のミキヤですけども、
1:01:56	今回の行政手続き面談の延長線上的ご質問ではないかなと考えておりますので、こういう形で改めてきちんとエビデンスを示していただいで確認させていただくことはできると思っておりますし、
1:02:13	のアクションのメーターというのも御社の一つの手段でありますので、そこは別に止める理由はないかなと思います。
1:02:20	理解いたしましてこの今の議論の中のちょっと延長というところで、我々今日明確
1:02:28	エビデンスとか示して御説明できてないところ、そこについてはですねきちんと手当をまずして、それで議論を深めていただけたらと思います。はい、ありがとうございました。
1:02:42	はい。
1:02:46	規制庁フジモリですけども。
1:02:48	その3号のプールの話は強化だけじゃなくて、どっちかっちゃうたらこれ工認マターだと思っているので、
1:02:57	その購入上でどういう取り扱いになっているか、ちょっとここに許可でも考えられるとしか書いてなくて断定はされていなくて、来許可上はあまりその漏えい燃料をどうこうっていう話はあまり出てこないと思うんですけど。
1:03:14	公認上はねん履修リーク燃料の報告既存柱貯蔵場所はきちんと何体っていうのは出てきているはずだし、そこでそのどういうその評価になっているのか。
1:03:30	結局2号炉持ってっちゃったらその3号炉出た場合に置けなくなっちゃうんじゃないかとかそういう話も、
1:03:38	ありますし、工認上も含めて
1:03:42	圧壊いどう扱っていって、その包絡されるんだったら包絡ます。
1:03:50	きちんと規定化ということであればそういう説明をしてもらいたいですし、
1:03:54	そこをはっきりその工認上も含めて整理してもらえばと思います。
1:04:00	はい。
1:04:02	すみません、公園のタニグチです。2000公認上の御説明につきましては、確認した限りでは特に漏えい燃料に特化したような評価はございませんで、先ほど私ご説明しました通り、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:17	破損燃料用気楽に収納するというお言葉にサポートについては、評価がござ いますが、こういった軽微な漏えい燃料につきましては、健全燃料同様に評価 しているというのが実態でございます。
1:04:33	はい。
1:04:35	ごめんさいのちょっと確認ですけれども、その中に漏えい燃料、
1:04:42	公認上で別途場所を定めて何体か分その確保してる。
1:04:49	何か特別な容器に入れていえる場所。
1:04:53	に入れる燃料ではなくって、
1:04:55	規程
1:04:57	最後までその破損していない。
1:04:59	そういうことで再経理上の話なんですか。警防
1:05:05	破損、先ほど木嶋さんの御認識の事業につきましては、破損燃料容器ラックと いうものに収納するということは後任でもお示してございますが今回の
1:05:21	弊社のほうで所一つたいというふうに考えている燃料につきましては、通常の 燃料と同じようにですね、取り扱えるようですので、特段破損燃料気楽に入れ るということは考えてございません。
1:05:36	はいフジモリですけどその何か取扱漏えい燃料するどこまで漏えい燃料でど こまでが破損なのかよくわかんないですけどその辺の整理はすでに
1:05:48	健全燃料と同様に扱えるっていうのはどっかでされてるんで。
1:05:52	ということなんですか。
1:05:54	L3 破損燃料容器ラックに吹く収納する燃料の整理について、実施していると 電話でそれ以外については通常の使用済み燃料ラックに収納するということ で、具体的にですね、破損燃料破損燃料、
1:06:11	破損燃料というのはですね。
1:06:17	結婚されます。
1:06:23	4 隻放水んではですね、使用済み燃料は使用済み燃料ラックに視聴します。
1:06:32	使用済み燃料ラックに収納できないような破損燃料生じた場合は、使用済み 燃料ピット水の放射能汚染拡大を防ぐために使用済み燃料ピット内で別の容 器に入れて貯するという設計をしております。
1:06:49	それで、具体的にですね、収納できないような燃料ってどんな燃料化と言うと ですね、物理的に使用済み燃料ラックに収納できないという燃料であるだと か、
1:07:03	ラックに収納することはできるんですけども。
1:07:06	その漏えいが著しいため、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:08	ラックに収納することが適切でないと、その汚染の拡大を引き起こしてしまうというふうな燃料については、
1:07:16	破損燃料容器ラックに貯蔵するということをこの中でお示してございます。
1:07:24	引き続き、
1:07:28	あと、
1:07:36	はい。
1:07:42	以上
1:07:44	。
1:07:46	はい。
1:07:47	1、
1:07:53	はい。
1:08:02	はい。
1:08:04	はい。
1:08:08	はい。
1:08:50	はい。
1:08:53	何言ったか忘れちゃった。
1:08:57	規制庁フジモリですけど、一つ確認ですが
1:09:03	基本じゃ
1:09:05	漏えい燃料は
1:09:09	健全燃料と同様に、
1:09:12	取り扱う評価上取り扱っているというところ。
1:09:16	いいんだと理解しましたけど、
1:09:20	輸送用輸送の場合だけは、別途
1:09:23	漏えい燃料については別の評価が
1:09:26	必要になるっていう
1:09:28	取り扱いのままでもてるっていうことで、その御理解の通りです。4機での事業については定例的な設備ということで、同じように評価できるんですけども、急ぎの場合はですね。
1:09:45	落下評価と° 的な改正があるというところで、表に例を示してございますが、特別の試験条件その 9mロッカーを評価した時にはですね。
1:10:02	健全燃料だとですね、燃料の破損はないという評価になるんですけども、漏えい燃料については燃料棒は破損すると。
1:10:13	ということで評価異なってくると、この強度評価の結果が各その遮へいの評価とか、臨界の評価に展開されていくので、各それぞれの評価の前提条件がですね、健全燃料なのか、ペレットが出てるような

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:30	せるのかということちょっと前入口が変わってくるので評価の再評価をですね再度安全性についてお示しする必要があるというふうに弊社は考えてございまして、安全性についてご説明したいという。
1:10:45	整理でございます。
1:10:52	規制庁フジモリですけど、ちなみにそのじゃ漏えい燃料は、
1:10:56	再処理事業者に搬出は、
1:11:01	可能ということなんでしたっけ。
1:11:21	四国電力タニグチです。文面量の方その種類もよりますけれどもステップは以下の燃料であれば、物理的には可能だと。ただ病院燃料の受け入れに関してはですね、最初に、
1:11:39	工場のほうでちょっと協議事項というふうになってますので、何も技術的に問題なければ持っていけるっていう話じゃないということなので、今回はですね、構内輸送ということで、弊社の社内所内の中でいろいろさせたいと。
1:11:55	いうことを考えております。
1:12:02	ちなみにが漏えい燃料 1 回漏えいした後は
1:12:11	もう希ガスとか出てこないから。
1:12:15	何団地のかな
1:12:17	普通のほかの燃料と同じでちょっと空いてるかもしれないけど、
1:12:22	普通に扱える。
1:12:24	っていうだけなんですかね。
1:12:28	御理解の通りです。下にですね今のミキヤ 2 号も 3 億ですね、漏えい燃料がございしますが同じように、シズメ燃料ピットでこのセールとでちょっとに際してはですね、水質の管理の観点から定期的に
1:12:44	サンプリングで確認したいんですね後浄化運転で、
1:12:49	水室の維持管理を図って、
1:12:51	いう状況でございます。
1:12:55	なるほど大体
1:12:58	わかりました。ちょっと破損燃料等、
1:13:01	勘違い。
1:13:03	してたところがあって、
1:13:08	であれば他の健全燃料と同様に 3 号炉プールでも、
1:13:13	取り扱いが、
1:13:16	可能だという
1:13:18	また、今までの整理もし、
1:13:21	それでもそこは特に変わるところはないということだと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:25	理解しましたので、
1:13:28	はい。
1:13:29	3 ポツの今後の対応の 12 号の廃止措置で、
1:13:34	キャスクについては、
1:13:35	破損燃料日破損燃料漏えい燃料については見るというところは、
1:13:40	この方向で問題ないかと思ってますんで。
1:13:45	はい。
1:13:47	以上である分散配置いたします。
1:14:29	はい。規制庁のミキヤです。そうすると、本件、この三つ目については、
1:14:38	キャスクの話については今後変更申請の中できちんと確認をさせていただきますと、
1:14:45	ということでよろしいですね。
1:14:47	はい、四国電力イケダです。御理解の通りです。自肅具体的に申請を行ってその中で確認いただくというふうになると思ってます。3 号炉の燃料を、
1:15:00	プールとしては、何か必要があれば今後、
1:15:05	こういう行政手続き面談なりで、また、
1:15:08	お問い合わせいただくと。
1:15:10	ということでよろしいですかね。
1:15:13	3 号炉入構持って行って管理するということについては、先ほどタニグチそれからフジモリさんの議論の中で、一定の相手というかですね、共通の認識というところへられたのかなというふうに理解したんですがいかがでしょうか。
1:15:29	はい。ですのでそれ以外で追加的なものがあればまた御相談いただくということぐらい終わっている状況ですね。わかりました。理解いたしました。
1:15:41	はい。
1:15:44	という
1:15:45	というよろしいですか。
1:15:54	規制庁ツカベですけどその先天だけ確認して、
1:15:57	したいんですけど。
1:15:58	今回の輸送容器と言われているのは設計承認はとられている。
1:16:06	輸送容器、
1:16:10	今回この絵の容器、お示してございますが、こちらのほうへ設計書に取得してございます。
1:16:25	規制庁ツカベですって。
1:16:27	2 ページ目の一番下のところリーク燃料移送容器というのがあって、これはリーク燃料はぐっ運ぶようなんだろうなと思うんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:42	それと、今回使用されてるものの際、
1:16:47	っていうのは具体的にどう、どういう差異があるんでしょうか。
1:16:50	はい。
1:16:52	消炎負担UTSのまずですね、我々の構内移送容器につきましてはNPD14P型ということで燃料重要4体入ると、こちらでどう示してるリーク燃料輸送容器につきましては14Pと書いてございます。
1:17:09	ますがこれ12体収納ということでバスケットの構造前漏えい燃料運べるように、変更していると渋滞困る漏えい燃料運べるわけではございませんで、あるみたいで燃料を入れるようなバスケットにしているというので10体は、
1:17:26	普通の使用済み燃料のこれに対応漏えい燃料も入れられるというよう綺麗なんで完璧年度バスケットの形状全く違うということです。なので外観上は一緒です。はい。以上ですはい設回数わかりまして、その上で、
1:17:43	リーク燃料についてこれまで
1:17:46	ピーク年度輸送容器被害で
1:17:50	こんな二相当をされた実績っていうのは、御社
1:17:55	武井ではなくて国内でそういう事例はあるんでしょうかもしもわかれば教えてください。
1:18:04	じゃなかった四国電力の谷口です。弊社の主将してる限りでは弊社始めたというふうに考えております。
1:18:14	規制庁掴めてないとわかりました。
1:18:22	。
1:18:28	規制庁のミキヤです。
1:18:33	それ、今のちょっと続きになっちゃうんですけど、リーク燃料輸送容器というものは、
1:18:42	これは、
1:18:44	なんか今御社のほうで、
1:18:47	作ったよ。
1:18:49	よう素で話題わけですよ12体っていう形二体収納これメーカーのほうでもこういう容器は用意されているということだとですよ。
1:19:00	先般面談させていただいた構内輸送容器、
1:19:08	当リーク燃料輸送容器、
1:19:13	っていうのは、
1:19:16	別なものなんですよね。
1:19:19	別のものです。レートですね。
1:19:23	これが今よく

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:26	すいません。このNTT型の容器につきましては、PWR燃料運べるの容器として漏えい燃料が運べるというのはこの12体収納の14品だけだからこの容器は実在はしなくてですね許認可Srは取得していますが、まだ要求ができてないと。
1:19:46	また、設計上は存在するという代物で
1:19:51	今我々が修正アイソレ置き方ベースとした改造、まあその、
1:19:58	マーケットですね、改造して制度できると。
1:20:02	いうところまで、その設計を確認しているというもので、
1:20:06	ございます。
1:20:07	規制庁の三木です。そういうものなんですね。わかりました。そうすると、今そちらの12号用としてある容器でも全然別で新たに
1:20:20	リース品でかもしれませんが、入れる容器なキャスクなわけですね。
1:20:28	消費税の谷です。もうすでにはある容器を使って漏えい燃料もあわせてこないとしたいと思う。
1:20:37	常にここでSARだけ取得している中に滞納リーク燃料輸送容器っていうのを今後でき上がった暁には、これを伊方に持ってきて、
1:20:50	移送用に用いるということではないわけですね。
1:20:53	そういうわけではございません。
1:20:55	これあくまでですね評価の手法としてとらうNRA燃料運べる容器として、10に対してのものがあってその評価と同じような評価をしているということをちょっと参考までに書かせていただいているのみでございまして、
1:21:10	少し趣を使うということではございません。四国電力イケダです。このリーク燃料の移送容器自体ですねSARの設計の承認とか設計は確定してるんですけど、実在するものがないという事実がございまして。
1:21:26	今、そういうものがないので、ただその燃料移送しようとしたときに、なかなか厳しい状況になるので、今ある伊方のコーナーにあるですね、移送容器を用いてその件前年度と同じようにですねこの漏えいした燃料も運べるような手当、
1:21:43	進めて廃止措置っていうのですね安全に速やかに行いたいという、そういう数値でございまして。
1:22:06	はい。とりあえずわかりましたまた申請の中、
1:22:10	になるのかわかりませんがちょっと、はい、引き続き確認をさせていただきます。
1:22:17	よろしくお願いいたします。
1:22:20	こちらからは以上になりますけれども四国電力さんのほうから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:25	何かございますか。
1:22:27	四国電カイケダです。
1:22:29	今日はどうも長時間ありがとうございました。資料 123 説明させていただきまして、資料 1 につきましては、今日事実関係でお示しできてないものがございますので、それについては取りまとめて、また、別途日程調整させていただいて、説明の方。
1:22:48	やりたいと思っております。資料につきましては、今日いただいたコメントを踏まえまして、我々としてどういう対応ができるかというところもちょっと考えてですね、今後の許認可対応とかという方針をですね、愛知策定していきたいと思っております。
1:23:04	資料 3 につきましては、議論については、今日理解を共通の理解を持ったところで、今後詳細については、具体的な申請を行ってその中身をですね、確認いただけていくというふうな流れになると理解いたしました。こちらからは以上です。
1:23:22	わかりました。ちょっとじゃあまた必要に応じて面談をさせていただくという形で記載と思います。そこで放出量いたします。ありがとうございました。どうも長時間ありがとうございました。お疲れ様でした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。